

# 京都自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託及び 同サービス提供業務委託に係る企画提案仕様書

本企画提案仕様書は、「京都自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託及び同サービス提供業務委託に係る企画提案募集要領」（以下、「募集要領」という。）に記載された、「企画提案書」の作成要領を記述したものである。

## 1 企画提案書の作成方法

- (1) 仕様書に基づき、「2 企画提案書の記載内容」に掲げる事項を漏れなく記載し、募集要領内の「7 応募書類」に掲げる書類とともに提出すること。
- (2) 用紙の大きさはA4判とすること。ただし、図表等については、A3判も可とする。
- (3) 企画提案書について、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を50ページ以内とすること。
- (4) 企画提案に当たって、仕様書の記載内容に実現が困難な機能、より効果的な手法等がある場合については、理由、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。
- (5) 企画提案書は、セキュリティ機器の専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- (6) 企画提案書において、会社名等は具体的に記載せず、A社、B社などのように記載し、あくまで提案内容、実績、資格などを評価できるよう努めること。

## 2 企画提案書の記載内容

企画提案書は、仕様書の項目「基本セキュリティサービス」、「公開 Web サーバ対策サービス」、「無害化サービス」、「仮想閲覧サービス」、「仮想基盤サービス」、「セキュリティ監視・分析サービス」及び「運用保守・監視サービス」について、サービスごとに記述すること。ただし、複数のサービスをまとめて説明する方が提案しやすい場合は、どのサービス部分かを明確にして記載すればまとめた記載としてもよい。

また、以下の項目についても記述すること。

- (1) 現行セキュリティクラウドからの移行方法  
現行セキュリティクラウドに含まれるサービスから移行するにあたり、提案事業者、京都府及び協議会（利用団体）の役割分担について記載すること。
  - ア 所要経費の見積  
所要経費について、別紙1－3「経費見積りに係る条件について」を参照の上、経費見積書により項目別の所要経費を記載すること。  
なお、必要な経費について過小な見積りとした場合、必要な経費を参入しなかった場合等により、上記所要経費を上回る費用が生じた場合で、かつやむを得ない事由が存在しない場合には、受注者負担となることがあるため、必ず適正な見積りを提出すること。  
また、所要経費見積りの根拠となった所要経費の明細を添付すること。
- (2) 業務実施体制
  - ア 作業体制及び担当技術者の経歴  
本業務を遂行するための進め方、体制及び配置予定の要員について、業務経験、保有資格等を含めて記載すること。
  - イ スケジュール  
本業務を遂行するための導入スケジュールについて、想定する作業項目や工程毎に記載することし、提案事業者と京都府及び協議会の役割分担が工程毎にわかるように記述すること。

(3) 業務実績等

ア 業務実績

評価基準において、加点対象としている業務実績を記載すること。

イ 品質管理に関する資格等

評価基準において、加点対象としている資格等を取得している場合は記載すること。

(4) SLA

SLA について提案すること。なお、現行の SLA は別紙 1 - 4 「現行セキュリティクラウドにおけるサービス品質保証規定（参考）」のとおり。

(5) その他

その他本業務に関連して、経費削減や府民サービスの向上につながる提案事項がある場合、追加で記載すること。

**3 提出書類**

別紙 1 - 1 「提出書類一覧」のとおり

**4 企画提案書等の提出**

募集要領に記載のとおり。